

再開発事業施行者実務養成講座（オンライン講習会）  
受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人再開発コーディネーター協会（以下「当協会」という）が企画し当協会指定の動画視聴サイト上で公開する「再開発事業施行者実務養成講座（オンライン講習会）（以下「本講座」という）において、本講座の受講を希望する申込者（以下「申込者」という）が、本講座を受講するにあたっての受講資格を規定します。

#### 第1条 受講できる者

- (1) 本講座の受講は申込者本人に限るものとし、本講座の内容をいかなる場合においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはなりません。
- (2) 本講座の内容を申込者本人の受講以外の目的で録音・録画し、第三者に営利非営利に拘わらず提供してはなりません。

#### 第2条 受講期間

本講座の受講期間は、申込者が受験資格を得た年度内であつて申込者が動画視聴サイトに最初にログインした日から起算して20日です。この期間を過ぎると受講資格を失います。ただし、配信側の機器の不良や天災等申込者の責によらない事由により受講ができなかった場合を除きます。なお本講座の内容に関する問い合わせは、本講座受講の年度に限ります。

#### 第3条 受講資格の解除

申込者が以下の項目に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに当該申込者の受講資格を停止、または将来に向かって取り消すことができます。

- ① 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- ② 本規約に違反した場合
- ③ その他、申込者が受講することが不適切と当協会が判断した場合

#### 第4条 受講料の扱い

一旦納付された受講料は配信側の機器の不良や天災等申込者の責によらない事由により受講ができなかった場合を除き返金しません。

#### 第5条 損害賠償

- (1) 申込者が、本講座の受講に起因または関連して当協会に対して損害を与えた場合、申込者は、一切の損害を賠償するものとします。
- (2) 本講座の受講に起因または関連して、申込者と他の申込者またはその他の第三者との間で紛争が発生した場合には、申込者は自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を賠償するものとします。

#### 第6条 本講座に関する権利

本講座の動画ならびに動画受講のために受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、申込者は当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- ① 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってWEB等に掲載する等インターネットを通じて公衆に配信する行為
- ② 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- ③ 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- ④ その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

#### 第7条 規約の変更

当協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができます。当協会により変更された本規約は、当協会のホームページ等に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が申込者に適用されるものとします。

第8条 本規約の効力

本規約の条項のいずれかが、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第9条 管轄裁判所

本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第10条 協議事項

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、当協会と申込者の間で信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第11条 受講規約の同意

本講座の受講にあたり申込者は、当協会に所定の受講料を納めた時点で本規約のすべての内容について同意したものとみなします。

附 則 当規約は令和三年度に実施する本講座より適用します。